

序 みどりの基本計画



1 改定の背景と目的

現在の本市の緑のまちづくりは、昭和 48 年に制定した「杜の都の環境をつくる条例」と翌昭和 49 年に制定した「広瀬川の清流を守る条例」が基礎となっています。これらの条例のもと、自然との調和ある環境の創造を目指し、豊かな自然環境を保全し、都市緑化を推進することを市の重要な施策として位置づけました。

その後、「仙台市緑のマスタープラン」（昭和 55 年策定）、「仙台市都市緑化推進計画」（昭和 62 年策定）、市独自の「仙台市緑の基本計画」（平成 5 年策定）により、緑の適正な配置方針を定め、具体的な都市緑化施策や緑地保全策を展開し、緑豊かでゆとりと潤いのあるまちづくりに努めてきました。

また、平成 6 年の都市緑地保全法（平成 16 年に現在の都市緑地法へ名称改正）の改正を受け、平成 9 年に前計画である「仙台グリーンプラン 21（仙台市緑の基本計画）」を策定し、「自然と街がとけあう杜の都・仙台」を基本理念として、緑の保全、創出、普及の 3 つを基本的な方針に定め、緑の施策を進めてきました。その後、平成 11 年にそのアクションプランとして「百年の杜づくり行動計画」を策定し、市民協働による事業を展開し、平成 22 年度までに一定の成果をあげてきました。なお、本行動計画による「百年の杜づくり」の取組が評価され、本市は平成 16 年に財団法人都市緑化基金（現：財団法人都市緑化機構）主催の「緑の都市賞」の内閣総理大臣賞を受賞しました。

一方、近年、緑をとりまく社会情勢は大きく変化し、地球温暖化の深刻化や生物種の加速度的な消滅などの環境問題が顕在化してきました。また出生率の低下による人口減少や高齢化社会への進行が予測され、それらに伴う機能集約型の都市構造へと都市づくりの方向性が転換しました。その他、ライフスタイルの多様化、まちづくりへの市民参画の進展などの社会的な変化も現れてきました。

また、けいけんみどりさんぽう景観緑三法（平成 16 年）、生物多様性基本法（平成 20 年）、歴史まちづくり法（平成 20 年）などの緑と関わる新たな法律が制定され、平成 18 年には杜の都の環境をつくる条例を改正するなど、これらの法律や条例と緑の基本計画との整合を図る必要が生じてきました。

さらに、東日本大震災では地震及び津波により本市のみどりは大きな被害を受けましたが、その一方で公園緑地などの緑が果たす役割の重要性が再認識され、都市防災のあり方を見直し、早期に震災から復興することが、大きな課題となっています。

本計画では、このような社会状況などを踏まえ、東日本大震災からの復興、生物多様性を支える自然環境の保全、新たな都市構造に対応した質の高い緑あふれる都市空間の形成、市民や事業者が主体となる緑のまちづくりの推進を重要な課題ととらえ、これまでの施策を見直し、東部地域の緑の再生と、より緑豊かな都市づくりの推進を目的として、新たな「緑の基本計画」を策定します。

2 みどりの基本計画とは

(1) 法律・条例上の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、基本的な方針を示すものです。

本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しています。

(2) 本計画で対象とするみどりの範囲（図表序-1-1）

本計画で対象とする緑は市域全域にわたって分布する樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、また単独で生育する樹木や草花などを広く対象とします。

また、公園緑地、学校の校庭や街路樹などの公共施設の緑から、私有林や屋敷林（いぐね居久根）、個人の庭などの私有の緑まで、広く市民共有の財産ととらえ、本計画の対象とします。

本計画では、このように広い概念でとらえていることを示すために、ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし緑化や緑被地りょくひちなどの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字を使用します。

■図表序-1-1 本計画で対象とするみどり



(3) みどりの役割

みどりに期待される主な役割として6つに整理します。

① 自然環境の保全

森林は植林や間伐かんぱつなどの適正な森林管理により、二酸化炭素が固定・吸収され、地球温暖化の緩和に寄与するとともに、水源かん養機能も高まり、健全な水循環の確保に寄与します。

また、奥山から海岸までの多様な自然環境は生物の生息・生育の基盤や移動経路となるなど、生物多様性を保全します。

② 都市環境の改善

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵など生活環境を保全するとともに、人々にやすらぎや潤いなどの心理的な効果を与えます。

③ レクリエーションの場などの提供

公園緑地や樹林地などは、休養やレクリエーションなどの場となり、健康増進や子どもの育成の場ともなります。

④ 安全・安心な都市基盤の形成

公園緑地などのオープンスペースは地震や火災などの災害時の避難場所となり、また公園緑地や樹林地などは延焼を防止するほか、土砂崩壊などによる被害を軽減します。さらに、海岸林は飛砂や塩害を防ぐだけでなく、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉効果等があり、沿岸部の公園緑地に設置した丘は津波からの避難場所となるなど、津波被害の軽減効果を持っています。

⑤ 地域固有の都市景観、歴史、文化の形成

みどりは、歴史的・文化的資源と一体となった地域固有の都市景観や風土を形成するとともに、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与します。

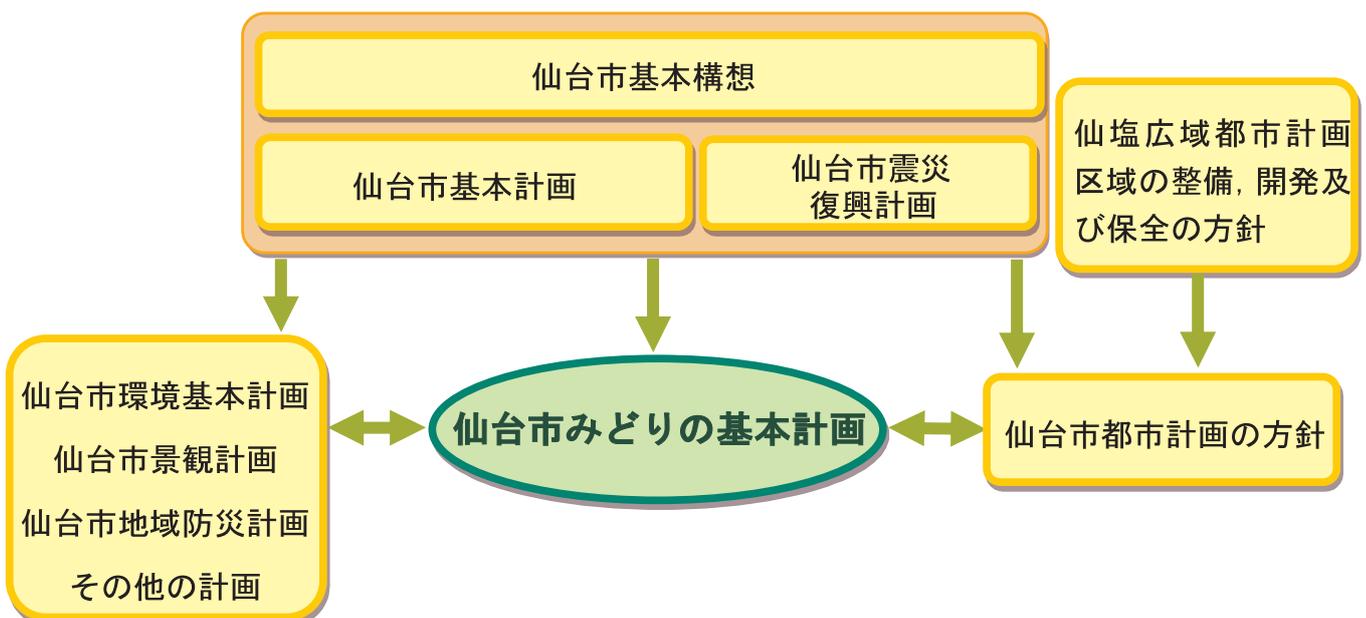
⑥ 地域のコミュニティ形成の場

公園緑地や樹林地などはみどりとふれあう活動の場を提供し、みどりの保全や創出に多くの人に関わることで、人と人をつなぐ地域コミュニティ醸成の場となります。

3 計画の位置づけ

仙台市基本構想、仙台市基本計画及び仙台市基本計画を補完する仙台市震災復興計画を上位計画とし、仙台市都市計画の方針に適合し、仙台市環境基本計画、仙台市景観計画などの関連計画と調和した計画であり、みどりによるまちづくりの指針となるものです（図表序-1-2）。

■図表序-1-2 上位・関連計画との関係



4 計画期間（目標年度）

本計画は、仙台市基本計画の目標年次に合わせ、計画目標年を概ね平成 32 年度（2020 年度）として、計画の実現を目指します。

なお、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて中間見直しをすることとします。

5 計画の構成

序 みどりの基本計画

第Ⅰ編 みどりの現状と課題

第1章 みどりの現状

第2章 みどりの分析と課題

第Ⅱ編 目指す将来像と実現のための施策展開

第1章 基本理念とみどりの将来像

第2章 基本方針と具体的な施策

第3章 百年の杜づくりプロジェクト

第4章 区別の施策展開

第5章 計画の推進方策

第Ⅲ編 特定の地区における緑化推進及び緑地保全に関する事項

序 みどりの基本計画

- 1 改定の背景と目的
- 2 みどりの基本計画とは
法律・条例上の位置づけ、計画の対象とする「みどり」、「みどり」の役割
公園、緑地、樹林地、草地だけではなく、河川・ため池などの水面、農地も含む
⇒ひらがなの「みどり」を使用
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間（目標年度）
平成32年度（2020年度）
- 5 計画の構成

第1編 みどりの現状と課題

第1章 みどりの現状

- 1 仙台市の状況と社会情勢の変化
(1)仙台市の特色 (2)社会情勢の変化
(3)仙台市のまちづくりの計画
- 2 みどりの現状とこれまでの取組の成果
(1)本市の自然的特徴
(2)みどりの変遷と保全の仕組み
(3)緑被地の現状 (4)都市公園の変遷
(5)街路樹の変遷
(6)前計画の成果

	目標	実績
緑地確保水準 (都市計画区域)	30%	22%
都市公園	20㎡/人	12.8㎡/人

- (7)みどりに関する市民意識
- 3 東日本大震災によるみどりの被害状況

第2章 みどりの分析と課題

- 1 みどりの分析・評価
(1)安全・安心に関わるみどりの質と量
(2)自然環境に関わるみどりの質と量
(3)生活環境に関わるみどりの質と量
(4)仙台らしさに関わるみどりの質と量
(5)みどりの市民活動
- 2 みどりの課題
(1)自然災害から市民を守るみどりの充実
(2)いのちを育むみどりの充実
(3)都市生活を支えるみどりの充実
(4)歴史・文化と調和するみどりの充実
(5)みどりを育む市民活動の充実

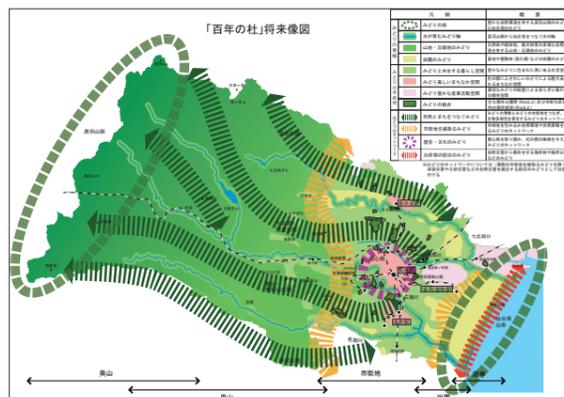
第II編 目指す将来像と実現のための施策展開

第1章 基本理念とみどりの将来像

1 基本理念

みんなで育む「百年の杜」

2 みどりの将来像



【計画期間におけるみどりに関わる目標】

○質に関する目標

安全安心 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます

自然環境 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます

生活環境 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます

仙台らしさ 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます

市民協働 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます

○量に関する目標

(1)市全域のみどりの総量の維持向上を目指します

(2)都市計画区域の都市公園などを市民一人当たり20㎡にします（うち都市公園は17㎡）

(3)市街地のみどりの総量の維持向上を目指します
市街化区域の担保性のある緑地を250ha増やします

第2章 基本方針と具体的な施策

1 基本方針Ⅰ：安全・安心のまちづくり

地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮するみどりの空間を確保します

【施策】

(1)自然災害から市民の安全を守るみどりを育む

2 基本方針Ⅱ：自然環境の保全・再生

奥羽山脈から仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます

【施策】

- (1)都市を支えるみどりの骨格を守り、育む
- (2)都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む
- (3)都市のみどりを循環させる

3 基本方針Ⅲ：生活環境の向上

より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます

【施策】

- (1)市民ニーズに対応した多様な公園をつくる
- (2)快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす

4 基本方針Ⅳ：仙台らしさを育む

杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります

【施策】

- (1)杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる
- (2)歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育む

5 基本方針Ⅴ：市民協働の推進

市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します

【施策】

- (1)みどりを守り、育む活動を支える
- (2)みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める

6 実現のための施策方針図

第3章 百年の杜づくりプロジェクト

安全・安心のまちづくり

1 みどりによる津波防災プロジェクト

【主な施策】

- 東部地域のみどりの再生
- 被災者支援のみどりの活動

自然環境の保全・再生

2 みどりの骨格充実プロジェクト

【主な施策】

- 市街化区域及びその周辺部における樹林地の保全
- 樹林地の適正な管理 など

生活環境の向上

3 街のみどり充実プロジェクト

【主な施策】

- 緑化制度の運用
- 公共施設、民有地の緑化と既存緑地の保全 など

4 魅力ある公園づくりプロジェクト

【主な施策】

- 身近な都市公園の整備・再整備
- 公園マネジメントの実施 など

仙台らしさを育む

5 みどりの地域資源活用プロジェクト

【主な施策】

- 歴史的・文化的資源の保全と活用
- 地域資源の魅力発信

6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

【主な施策】

- 広瀬川沿いのみどりの拠点整備
- 市街地のみどりの回廊づくり など

市民協働の推進

7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

【主な施策】

- 市民によるみどりの保全、創出
- 市民協働を支える仕組みの充実 など

第4章 区別の施策展開

青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区

第5章 計画の推進方策

第III編 特定の地区における緑化推進及び緑地保全に関する事項

- 1 緑化重点地区の計画
- 2 保全配慮地区の計画

(参考) 仙台市みどりの基本計画の構成 (章構成と5つの方針の関係図)

第I編 みどりの現状と課題

第II編 目指す将来像と実現のための施策展開

第2章 みどりの分析と課題

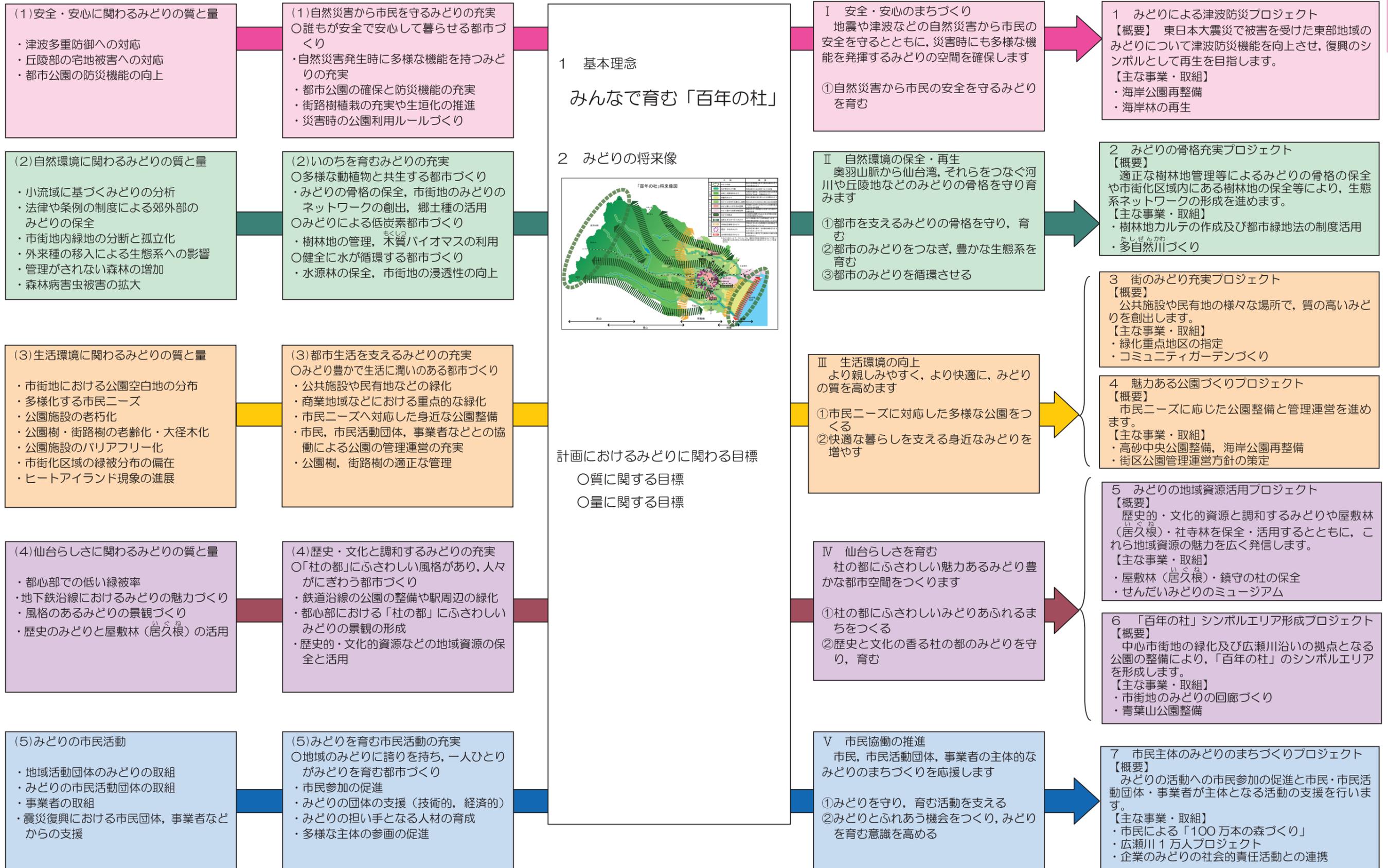
第1章 基本理念とみどりの目標

第2章 基本方針と具体的な施策

第3章 百年の杜づくりプロジェクト

1 みどりの分析・評価

2 みどりの課題



序

みどりの基本計画